

## 川島町地域商社創設プロジェクト支援業務委託仕様書

### 1 業務名

川島町地域商社創設プロジェクト支援業務

### 2 目的

町では、「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地域産業の活性化と雇用の創出」「人を呼び込む観光・交流の活性化」を基本目標に掲げ、町の特産品等の認知度向上やブランド化を図るとともに、町の観光振興による交流人口の拡大や、農業による観光・交流の賑わいづくり等の地方創生推進事業を進めている。

本年度は、地方創生の実現に向け、将来的にまちづくりを担う地域商社の創設や、特産品等の市場拡大・売上向上に向けたプロモーション活動を強化するためのECサイトの構築、地域資源等の観光商品化等を行う。

### 3 履行期間

契約締結日から令和4年3月16日（水）まで

### 4 業務内容

#### (1) 地域商社創設支援

地域資源を取りまとめ、それぞれが持つ魅力を結束・強化し、観光施策の推進や稼ぐ力の向上に取り組む地域商社を創設する。

- ・地域商社創設に向けたスキーム及びロードマップの作成
- ・収支計画を含めた事業計画案の作成
- ・定款等創設に必要な資料の作成
- ・関係機関との協議及び調整
- ・広報ツールの企画及び制作
- ・創設に向けた準備会や分科会の運営

#### (2) ECサイトの構築

地域資源の市場拡大及び売上向上に向けたプロモーション活動を促進するECサイトを、以下の点を踏まえ構築する。

なお、ECサイトの運用は、(1)で創設する地域商社の初期事業とすることから、商社による円滑な運用が可能な体制を整備すること。

- ・想定される販売商品を考慮したサイト設計とすること。
- ・専用サイトの運営に必要なサーバーの確保およびドメインの取得をすること。
- ・バナー広告枠を設けること。

- ・画面サイズ及び構成・デザインは、スマートフォン、タブレットにも最適化するレスポンシブデザインを採用すること。
- ・多言語にも対応したサイトとすること。
- ・地域商社の社員が独自に編集・更新できるようにするとともに、操作マニュアルを作成し、関係者向け（社員含む10名程度）の操作説明会と運用サポートを行うこと。
- ・使用する写真、イラスト等の素材は受注者が準備することとし、撮影・制作する場合は、それらに係る経費は委託料に含む。ただし、発注者が所有する素材は発注者から提供する。
- ・初年度のサーバー運用費は委託料に含むこと。
- ・その他、詳細については発注者と協議のうえ決定すること。

【公開時期】令和3年12月（予定）

【成果品】ウェブサイト設計書 紙媒体2部及び電子媒体1部  
 操作マニュアル 紙媒体2部及び電子媒体1部  
 ウェブサイトの全てのデータを記録した電子媒体1部

### （3）観光商品の開発

令和元年度に作成した観光コンセプト等に基づき、自然・食・体験を提供する地域資源の商品化を行う。

なお、運用は（1）で創設する地域商社が行うことから、円滑な運用が可能な体制を整備すること。

- ・農業体験及び観光プログラムの商品化
- ・効果検証及び課題の整理
- ・地域商社の収益向上に向けた次年度以降の事業計画立案

### （4）地域商社創設等に向けた会議等への出席及び運営支援

地域商社創設等について協議する会議等への出席及び運営支援を行う。

- ・会議への出席及び助言
- ・各種事業内容の資料作成及び説明
- ・会議録の作成
- ・その他、会議運営に必要な事項

### （5）効果検証を踏まえた報告書の作成

（1）から（4）の業務実施結果等を踏まえ、今後、地域商社を発展させる上での問題点やその解決策等を整理し、令和4年度以降の事業について提案し、報告書にまとめること。

【成果品】報告書 1部

## 電子媒体 (CD-R) 1部

### 5 成果指標及び目標数値の設定

上記4業務内容の(1)から(3)の項目について、成果指標及びその指標に対する目標数値を設定すること。成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については客観性のあるものとする。

### 6 成果品の納品

- (1) 納期 令和4年3月16日(水)
- (2) 納入場所 川島町政策推進課

### 7 その他

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て業務を進めること。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、川島町の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 本業務は必要な資料等で発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。ただし、本業務完了後、受注者は速やかに返却するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務を処理するための個人情報の取扱については、川島町個人情報保護条例の規定を適用する。
- (6) 成果品の著作権と使用权は発注者に属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。